



# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

## 冠婚葬祭互助会の解約金に関する条項の差止請求が認められた事例

消費者が解約時に請求できる払戻金を支払い済みの月掛金残高から所定の解約手数料を控除した金額とする旨の条項を含む冠婚葬祭<sup>かか</sup>に係る互助会契約において、会員から冠婚葬祭の施行の請求がされる前に契約が解約された際に事業者が生じる損害の額の平均値は、解約に伴い生じるものに限られるから、解約との間に相当因果関係が認められる必要があるというべきとした事例。(福岡高等裁判

所令和2年5月27日判決、『消費者法ニュース』126号144ページ、LEX/DB掲載)

〈当事者〉

原告(控訴人)：X(適格消費者団体)

被告(被控訴人)：Y(冠婚葬祭互助会の運営会社)



### 事案の概要

本件は、適格消費者団体であるXが、冠婚葬祭互助会を運営するYに対し、消費者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛け金を前払いで積み立てることにより冠婚葬祭に係る役務等の提供を受ける権利を取得し、Yが当該消費者の請求により冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを内容とする契約(以下、本件契約)に適用される契約約款中にある、契約期間中に消費者が解約したときの返戻金額を支払い済みの月掛け金残高から所定の解約手数料を差し引いた金額とする旨の条項(以下、本件解約金条項)は、消費者契約法(以下、法)9条1号及び10条に該当して無効であると主張して、同法12条3項に基づく差止請求をした事件である。

具体的には、①解約時に支払い済み金額から手数料を差し引いて消費者に対し返金することを内容とする意思表示の差止め ②本件解約金条項が印刷された契約書ひな形の廃棄<sup>なら</sup>並びに ③①の内容の意思表示を行うための事務を行わないこと及び②の契約書ひな形を破棄すべきこ

とをYの従業員らに指示することを求めた。

原判決(参考判例⑦)は、基準年度(訴訟が提起された直前の1年間)に生じた費用をもって、Yに生じる損害の額の平均値の算定が可能とし、基準年度中にYが支払った(1)会員募集業務に従事する従業員に係る人件費 (2)会員管理業務に従事する従業員に係る人件費 (3)会員募集業務の委託手数料 (4)会員募集及び管理業務に係る電話料 (5)会員募集及び管理業務に係る交通費等 (6)新規会員の募集のために作成された会報誌その他の書類の作成費用 (7)会員募集及び管理業務のために用いる建物に支出した費用 (8)本件契約に関し割賦販売法35条の3の62が準用する同法18条の3に基づきYが前受金保全措置として締結した前受業務保証金供託委託契約に係る保証料 (9)多数に上る本件契約を適切に管理するためのコンピューターシステムの利用の費用 (10)完納通知費用等については、いずれも平均的な損害に含まれるとしたうえで、本件で算定された本件契約を解約された場合の「平均的な損害の額」は、本件契約のいずれのコース、いずれの払い込み時点等においても、

本件解約金条項の定める手数料を上回っているから、本件解約金条項の手数料は、法9条1号に定める「平均的な損害の額」を超えているとは認められないとして、Xの請求をいずれも棄却した。そこで、Xが控訴した。

控訴審では、Yが主張する個別費用項目のすべてを法9条1号の「平均的な損害」と認定して解約金条項の使用差止請求を棄却した原審の判断を一部取り消し、「平均的な損害」を超過する部分につきXの請求を認容した。

 **理由**

### 1 「平均的な損害」の考え方

(1)法9条1号の「平均的な損害」とは、当該事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうものと解される。本件においては、会員から冠婚葬祭の施行の請求がされる前に会員が契約を解約した場合に、解約に伴いYが生じる損害の額の平均値が問題となるところ、前記損害は、解約に伴い生じるものに限られるから、解約との間に相当因果関係が認められる必要があるといふべきである。そして、損害の額の平均値については、Yが基準年度に支出した費用をもとに、契約1口当たりの損害額を算出するのが相当である。

(2)前記の観点から、Yが本件契約に関して支出する費用についてみると、契約締結に要する費用及び会員管理に要する費用は、基本的には、個々の契約との関係で支出が必要となる費用であり、当該契約が解約された場合にはYにとって無駄な支出となってしまうものであるから、解約と相当因果関係のある損害と認められる。また、解約手続きに要する費用が解約と相当因果関係のある損害に当たることは当然のことである。

(3)他方、会員募集に要する費用は、Yの事業

運営の一環としての営業活動に要する費用であって、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであるから、解約との間に相当因果関係を認めることはできず、解約に伴いYに生じる損害には含まれないといふべきである。

### 2 解約に伴いYに生じる「平均的な損害」

(1)契約締結前の会員募集に要する費用は、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであって、解約に伴いYに生じる損害には含まれない。これらの費用のうち、契約締結に至った会員の募集に要する費用に限っても同様である。

(2)契約締結に要する費用は、いずれも個々の契約の解約に伴い無駄なものとなるから、同費用を年間新規加入契約口数5,673口で除したものが解約に伴いYに生じる平均的な損害となる。

また、契約約款、入会申込書、加入者証等の印刷代、加入者証郵送料も、契約締結に要する費用であり、解約に伴いYに生じる平均的な損害に含まれる。

他方、営業用建物は契約締結に関する業務にも使用されているものの、その使用に要する費用は個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであるから、解約に伴いYに生じる平均的な損害に含まれるとはいえない。

(3)会員管理に要する費用は、個々の契約の解約に伴い無駄なものとなる。このうち月掛け金の集金に要する費用を年間口座振替請求件数40万1903件で除したものと及びその余の費用を2015年4月末日時点の契約口数21万6497口で除したものを月割りにしたものの合計が、入会期間1カ月につきYに生じる平均的な損害となる。なお、前記の費用に、Yのグループとしての業務に係るものやA株式会社(Yが委託している会社)の業務に係るものが含まれていると認めるに足りる証拠はない。

他方、営業用建物を会員管理に関する業務に使用するための費用は、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるため、解約に伴いYに生じる平均的な損害に含まれるとはいえない。

また、会員募集に要する費用のうち契約に至っ



た会員の分を除いたものは、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるため、本件契約の性質、内容を踏まえても、解約との間に相当因果関係が認められず、解約に伴いYに生ずる平均的な損害に含まれるとはいえない。

(4)解約手続きに要する費用は、個々の契約の解約に伴い支出を要するものであるから、同費用を年間解約口数5,829口で除したものが解約に伴いYに生じる平均的な損害となる。

また、解約手続きの書類の印刷代も、解約手続きに要する費用であり、1口当たりの印刷代が解約に伴いYに生じる平均的な損害となる。

(5)そうすると、本件契約の解約に伴いYに生じる平均的な損害は、契約締結に要する費用1万6149円及び解約手続きに要する費用5,312円の合計2万1461円に入会期間1カ月につき会員管理に要する費用122円を加えた額となる。

### 3 Yが要する費用と平均的な損害額の一致

このように検討したところによれば、本件契約のうち訪問販売に該当するものに係る契約の締結及び履行のために通常要する費用の額は、前述の平均的な損害の額と結果的に一致する。

### 4 小括

以上から、本件解約金条項は、消費者が冠婚葬祭の施行を請求するまでの間に解約する場合、支払い済み金額から2万1461円及び入会期間1カ月につき122円を加えた額を超える解約金を差し引いて消費者に返金する旨を定める部分について無効である(本件契約のうち訪問販売に該当するものについては法11条2項、特定商取引法[以下、特商法]10条1項4号、その余の契約について法9条1号)。

### 5 消費者契約法10条への該当性

本件解約金条項のうち、訪問販売に該当するものに係る契約の締結及び履行のために通常要する費用の額並びにその余の契約に係る平均的な損害の額を超える部分は特商法10条1項4号及び法9条1号によって無効とされること、本件解約金条項の内容に照らすと、その余の部分が法10条に該当するとはいえない。



## 解説

### 1 「平均的な損害」の意義

法9条1号の「平均的な損害」の意義について、学説には、(I)9条1号が民法理論に基礎を置くとみる見解と、(II)9条1号が特商法や割賦販売法における損害賠償額等の制限に関する考え方に基礎を置くとみる見解がある。

(I)の立場は、「平均的な損害」につき、民法416条の「通常生ずべき損害」と異ならないとの見方に立ち、民法416条を前提としつつ、それを定型化した基準を消費者契約に関し強行法規化したものと位置づける。これによれば、債務不履行による損害賠償には、契約が履行されたならば得られたであろう利益を失ったという消極的損害(逸失利益)も含まれる。

これに対して(II)の立場は、従来、特商法や割賦販売法において契約の解除に伴う損害賠償額の制限に関して取られていた、契約の履行前の段階においては解除に伴う損害賠償請求は「契約の締結及び履行のために通常要する費用」、すなわち、仮に事業者が当該契約を締結していなかったとすれば通常支出することはなっただであろう費用に制限されるという法理を、すべての消費者契約に一般化したものとして、「平均的な損害」を理解すべきであるとする。これは、契約が履行される前の段階で解除される場合に求められる損害賠償は、当該契約が締結されなかったのと同様の状態に置くという原状回復賠償に限られるという考え方に基づく。

### 2 裁判例の動向

裁判例は、(I)の立場に立つものが多いが(参考判例①②など)、冠婚葬祭に係る互助会契約の解約条項については、互助会会員が冠婚葬祭の履行を請求する以前に解約された事例においては、いずれも逸失利益を「平均的な損害」に含めておらず、(II)の立場に立つ。

例えば、参考判例④は、具体的な冠婚葬祭の施行の請求がされる前に解約された場合には、「損害賠償の範囲は原状回復を内容とするものに限



定されるべきであり」、「具体的には契約の締結及び履行のために通常要する平均的な費用の額が、『平均的な損害』となる」として、学説の(Ⅱ)の立場を忠実に踏まえた「平均的な損害」概念に立ったうえ、「平均的な費用(経費)の額というのは、現実には生じた費用の額ではなく、同種契約において通常要する必要経費の額を指すものというべきであり」、「ここでいう必要経費とは、契約の相手方である消費者に負担させることが正当化されるもの」、言い換えれば、「性質上個々の契約(消費者契約)との間において関連性が認められるものを意味する」と判示している。

### 3 本判決の立場

本判決では、逸失利益が「平均的な損害」に含まれるかは争点とされていないが(原審である参考判例⑦も同様)、学説の(Ⅱ)の立場に立つものとみることができる。もっとも、具体的な冠婚葬祭の施行の請求がされる前に事業者との間の契約が解約された場合には、冠婚葬祭が施行されたならば得られたであろう利益を事業者が得られなかったという履行利益の損害を考える必要はない。このような冠婚葬祭互助会契約の特殊性から、本件は、そもそも(Ⅱ)の立場から判断するのが適切なケースである。

むしろこの種の事案において重要なのは、事業者の支出した費用のうちどこまでを原状回復すべき損害の範囲とするかの判断である。

この点につき、本判決は、平均的な損害は、「解約に伴い生じるものに限られるから、解約との間に相当因果関係が認められる必要がある」といべきである。そして、損害の額の平均値については、Yが基準年度に支出した費用をもとに、契約1口当たりの損害額を算出するのが相当である」と判示して、平均的な損害に含まれる損害項目を限定している。

「平均的な損害」を相当因果関係の有無によって判断する判決として、参考判例⑥があり、「消費者契約法9条1号の『平均的な損害』とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損

害の額を指し、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうものと解すべきことは原判決判示(中略)のとおりである。したがって、当該契約あるいは当該契約者の特有の事情によって事業者が生じる損害は含まれない。また、損害と認められるためには、契約の解除が違法であることは要件ではなく、契約の解除によって事業者が生じる損失であれば、契約の解除との間に相当因果関係が認められる限り『平均的な損害』になり得るといべきである」として、冠婚葬祭の互助会契約における「平均的な損害」とは、解約されることによってYに生ずる損失のうち、契約締結に要する費用、当該契約を締結したことによって生ずる費用及び役務履行のための準備としてなされる消費者の管理に要する費用が含まれ、役務提供に必要な費用や逸失利益は損害に含まれないとしている。本判決もこの判断枠組みに立っていると解することができる(城内明「判例研究」『現代消費者法』53号89ページ参照)。

損害賠償範囲を画する基準についてはなお検討を深める必要があるが、参考判例⑥や本判決が示した判断枠組みは正当と思われる。

### 参考判例

- ①東京地裁平成14年3月25日判決(『金融・商事判例』1152号36ページ)
- ②東京地裁平成23年11月17日判決(『判例時報』2150号49ページ)
- ③京都地裁平成23年12月13日判決(裁判所ウェブサイト、『判例時報』2140号42ページ、LEX/DB、④の原審)
- ④大阪高裁平成25年1月25日判決(『判例時報』2187号30ページ、LEX/DB)
- ⑤福岡地裁平成26年11月19日判決(『判例時報』2299号113ページ、⑥の原審)
- ⑥福岡高裁平成27年11月5日判決(『判例時報』2299号106ページ)
- ⑦佐賀地裁令和元年6月14日判決(LEX/DB、本判決原審)